

東京電力（株） 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報

平成19年 3月 1日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 3月 1日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：27件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主発電機固定子冷却水イオン交換器入口圧力計の点検時、指示不良（スティック）が認められたため、当該圧力計を修理	D	
2	1号機	所内用空気系圧力計の点検時、原子炉建屋トラス室南東側計器入口弁グラウンド部よりエアリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	1号機	所内用空気貯槽圧力計の点検時、指示不良（スティック）が認められたため、当該圧力計を修理	D	
4	1号機	主タービン蒸気加減弁（1）弁の点検時、第2リークオフ配管のフランジ締付ボルト及びナットに損傷が認められたため、当該ボルト及びナットを交換	D	
5	1号機	主タービン組合せ中間弁の浸透探傷検査時、組合せ中間弁（No1、3、4）弁箱整流板溶接部に指示模様が認められたため、当該部を溶接補修	D	
6	1号機	復水器補給水調整弁において、グラウンドリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
7	1号機	主タービン主油ポンプ軸受メタルの点検時、メタル及びポンプシャフトに損傷が認められたため、当該メタル及びポンプシャフトを修理	D	
8	1号機	原子炉圧力容器頂部スプレー用隔離弁の点検時、弁体に摩耗が認められたため、当該弁を交換	D	
9	1号機	主蒸気外側隔離弁（B）の点検時、上部機構のスピードコントロール弁の操作ハンドルに損傷が認められたため、当該操作ハンドルを交換	D	
10	1号機	復水貯蔵タンクペント用フィルタユニットの点検時、ルーバ及び点検口に腐食が認められたため、当該部を補修塗装	D	
11	1号機	主蒸気隔離弁（4台）ガイドリブ部の浸透探傷検査時、指示模様が認められたため、対応検討	C	5月23日再審議にてグレード変更D→C
12	2号機	復水器電解鉄イオン供給装置電気品室空調機の試運転時、圧力スイッチの不調による「冷媒凝縮温度高」警報の発生が認められたため、圧力スイッチを点検・修理	D	
13	2号機	原子炉建屋南西中地下間の踊り場において、電線管の外れが認められたため、当該電線管を取付	D	
14	2号機	パワーセンタ（2D-7B）原子炉補機冷却水ポンプ（B）のしゃ断器投入表示赤ランプの不点が認められたため、当該しゃ断器用表示ランプを点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	
15	2号機	原子炉建屋南西中地階の中継端子箱において、アース線の外れが認められたため、当該アース線を取付	D	
16	3号機	計装用空気系試験用元弁において、開閉操作時にグラウンド付け根部よりエアリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
17	4号機	主復水器細管洗浄装置のボール回収器入口弁（5台）駆動部の点検時、ハンドルホイールとハウジングキャップの摺動部に摩耗が認められたため、当該部を交換	D	
18	4号機	計器設定に関する確認において、床ドレン収集タンク液位計等の計器仕様表記載の補正ヘッド値と調査補正值に相違が認められたため、対応検討	C	
19	4号機	原子炉保護系電源装置〔MG（B）〕出力しゃ断器において、投入操作の不可が認められたため、当該しゃ断器を点検・修理	D	
20	4号機	制御棒駆動水ポンプ（A）潤滑油タンクドレン弁の点検時、弁箱ブッシュネジ部の固着が認められたため、対応検討	C	12月13日再審議にてグレード変更 D → C
21	4号機	放射性廃棄物処理系（機器ドレン）の隔離弁々間リークテスト時、弁のシートパスによる許容圧力降下値に外れが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
22	5号機	酸素供給装置遮断弁の全開時において、リミットスイッチの不良による、ランプ両点灯が認められたため、当該部を点検・修理	D	
23	5号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（B）潤滑油フィルタ切替弁において、ロック機構に不良が認められたため、当該ロック機構を点検・修理	D	
24	6号機	計器設定に関する確認において、ディーゼル機関冷却用海水圧力計（2個）の計器仕様表記載の計器型式等に誤記が認められたため、対応検討	C	
25	6号機	所内用空気系空気圧縮機（B）アフタークーラの点検時、サポートバンドの破損が認められたため、当該部を交換	C	
26	集中環境施設	廃液濃縮系冷却水用循環水タンク補給水弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
27	その他	運転日誌の記録作成時、原子炉熱出力の計算機打ち出しの値が定格値を上回った際に定格値を下回る値への計5回にわたるデータの改ざん（5号機1回・6号機4回）が認められたため、対応検討	A	3月1日公表済

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで